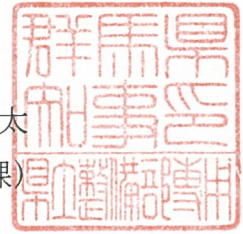


建企第174-20号

令和2年11月6日

(一社) 群馬県建設業協会 御中

群馬県知事 山本 一太  
(県土整備部建設企画課)



群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく  
要請について（依頼）

平素から県行政の推進に御理解と御協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

さて、令和2年11月5日に開催しました、第24回群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、警戒度2を継続するとともに、別添のとおり、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請（11月7日（土）以降）」を行うことを決定しました。

つきましては、県民及び事業者の皆様に対し、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請を行いますので、貴団体におかれましては、貴下会員や関係者等に対し各種広報・連絡手段を通じて周知いただきますようお願いいたします。

○前回(10月10日(土)以降)要請からの変更点

- ・主催者が存在しない中で多数の人が集まる季節の行事参加の注意事項を追加
- ・感染防止策の参考例として「感染リスクが高まる「5つの場面」」を追加

※詳細は群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請について（11月7日（土）以降）及び令和2年10月26日付内閣官房事務連絡「催物の主催者が存在しない行事における感染防止策の徹底について」を御確認ください。

担 当：建設企画課 建設業係 小渕 技術調査係 石坂・土屋
T E L：027-897-2844 027-226-3531
F A X：027-224-1426